

各健康福祉事務所 御中
各市保健所 御中

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

新型コロナウイルス感染症患者における無症状者及び軽症者の
宿泊療養の実施について

今般の新型コロナウイルス感染症対策には多大なるご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、県内の患者増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、この度、無症状者及び軽症者(以下、「軽症者等」という)の宿泊施設での療養等を実施することとなりましたので、お知らせいたします。

このことについては、別紙1「軽症者等の療養等に関する流れ」等の添付書類をご確認頂くとともに、下記の事項についてご留意頂きますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 実施開始日 令和2年4月13日(月)より
2. 実施箇所 ホテルリブマックス姫路市役所前(兵庫県姫路市安田3-5)
※今後、箇所の追加を予定(阪神地域等)
3. 設置目的 ①軽症者等を宿泊施設に移送することによる重症患者等の病床確保
②宿泊施設における軽症者等の健康観察等の実施(24時間)
4. 宿泊療養の基準 入院医療機関の医師が宿泊療養を可と判断した患者等(別紙2参照)
5. 留意事項 ①重症・軽症等に関わらず、患者は従来通り一旦は医療機関に入院するものであること
②各健康福祉事務所等からCCC-hyogoへの連絡の際には、現在入院調整で使用している「連絡票」及び様式4「宿泊療養指示書」を送付すること
③宿泊施設との調整は新型コロナウイルスコーディネートセンター(CCC-hyogo)が一元的に行う(各健康福祉事務所等は直接調整を行わない)
④宿泊療養を可とした場合においても、宿泊施設での受入体制等の状況によっては、即時の移送が不可の場合もあること
⑤宿泊施設への搬送については、医療機関も含めて個別に調整をさせて頂きたいこと

(お問い合わせ)

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局医療体制班・対策推進班

電話:

E-mail: